

益田市週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の開始）から工事完成日までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。

3 「非対象期間」とは、次に該当する期間を含む1週間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

- （1）工期の始期日から工事着手日までの期間
- （2）工期末の20日前までの期間
- （3）工場製作のみを実施している期間
- （4）工事全体を一時中止している期間
- （5）発注者が週休2日の対象外とする期間

4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

また、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日についても「現場閉所」とする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

（対象工事）

第3条 益田市が所管する港湾・漁港漁場関連工事（浚渫工事、構造物工事、港湾に関わる海岸工事等）を対象とする。

なお、港湾工事・漁港漁場関連工事以外については、「益田市週休2日工事試行要領」を適用するものとする。

（発注方式）

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

2 「発注者指定型」

発注者が、発注時から受注者に対して「週休 2 日工事」の実施に取り組むことを指定する発注方式である。

3 「受注者希望型」

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「週休 2 日工事」の実施に取り組むか否かを選択する発注方式である。第 4 項に定める工事（災害復旧工事）、第 5 項に定める工事（軽微な工事）を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、受発注者間の協議により週休 2 日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、その対象とすることができる。

（1）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例 1) 緊急的、時間的制約があるもの

例 2) 当初工期の設定において、制限があり標準的な工期が確保できない工事

（2）維持管理業務等

（3）発注者が対象期間内での現場施工期間を 7 日未満で想定している工事

（4）その他、他事業との工程調整や地元協議等、対象期間内に長期の現場閉所期間が見込まれる工事

4 「災害復旧工事」

災害復旧工事については受注者希望型の対象とする。

5 「軽微な工事」

請負対象金額が 500 万円未満の軽微な工事については受注者希望型の対象とする。

（実施方法）

第 5 条 発注者は設計図書に「益田市週休 2 日工事特記仕様書」を添付するものとする。

2 受注者は、「発注者指定型」においては、「（参考様式）休日取得実績（計画）表（益田市版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、「受注者希望型」においては、施工計画書の提出時に、「週休 2 日工事」の実施希望の有無を「週休 2 日工事（受注者希望型）の実施希望について」（様式 1）により発注者に報告するとともに、「（参考様式）休日取得実績（計画）表（益田市版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

5 その他実施にあたっては、「益田市週休 2 日工事特記仕様書」により行うものとする。

（工事成績評定）

第 6 条 発注者は、対象期間において現場閉所 4 週 8 休以上が確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「II. 工程管理その他」

にて評価するものとする。なお、現場閉所 4 週 8 休以上が確保できなかつた場合において、減点は行わないものとする。

(工事費の積算及び設計変更)

第 7 条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所 4 週 8 休以上が確保できなかつた場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

- 2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に現場閉所 4 週 8 休以上が確保できた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。

なお、工事製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査等は労務費補正の対象としない。

- 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行つた場合であつても、現場閉所率または休日が確保できなかつた事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正率 1.02 を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(2) 共通仮設費

積算において使用している共通仮設費率に補正率 1.02 を乗じるものとする。(小数 3 位四捨五入)

(3) 現場管理費

積算において使用している現場管理費率に補正率 1.03 を乗じるものとする。(小数 3 位四捨五入)

(4) 市場単価

港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、資料 1 に示す補正係数を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料 2 に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(5) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1) により算出した労務単価を適用する。

(実施確認)

第 8 条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日取得の実績が確認できる資料（参考様式「休日等取得実績（計画）表（益田市版）」を提出すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録及び安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。

(履行証明書)

第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。なお、証明を行う場合は、益田市手数料条例（平成11年12月22日益田市条例第31号）により手数料を徴収する。

(提出書類の虚偽)

第10条 提出された休日等取得実績（計画）表の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完了後に判明した場合には、建設業法等に基づき不誠実な行為として取り扱う。

(工事看板)

第11条 週休2日工事の受注者は、週休2日工事であることを、工事看板に明記すること（別紙2参照）

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う工事から適用する。

様式 1

令和 年 月 日

益田市長 山 本 浩 章 様

(受注者名)

週休 2 日 工事 (受注者希望型) の実施希望について

工事名 :

週休 2 日 工事 の 実施 希望 について、下記のとおり 報告 します。

記

1. 希望します

- ・週休 2 日 工事

2. 希望しません

(理由 : 複数回答可)

- ・事務手続に手間がかかる
- ・自社都合により工事期間を短縮する必要がある
- ・下請け会社の休日調整が困難
- ・現在の補正係数では赤字となる
- ・人員的に社内体制が整っておらず、休日作業の必要がある
- ・当初発注の工期では週休 2 日を確保することが困難
- ・その他 (以下に具体的に理由を記入)

※希望の有無、理由の該当するものに○を記入のこと。

現場閉所による週休2日工事の工事看板（例）

ご迷惑をおかけします

週休2日工事

港湾の〇〇〇を
行っています。

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00～17:00

港湾工事

発注者 益田市〇〇部〇〇課
電話 〇〇-〇〇〇〇
施工者 〇〇〇建設株式会社

電話 〇〇-〇〇〇〇
緊急時 〇〇-〇〇〇〇

休日取得実績(計画)表(益田市版)

工事名:○○線 ○○道路改良工事

期 間： 2025年 10月 1日 ~ 2026年 3月 27日

凡例

○:休日、代替休日(同一週で振り替えた場合)

●:代替休日(緊急対応等により翌週へ振り替えた場合)

外：対象期間外となる日

※対象期間外となるすべての日に「外」をいれること
(工期外の月は入力不要。工期末の月は工期以降も「外」を入力)

(参考様式)

月曜日	2026年3月																														完全週休二日					月単位		累計					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	休日／日	○計	休日／日	○計								
行事																																1週	2週	3週	4週	5週	休日／日	○計	休日／日	○計			
対象期間外(工期末の20日前)																																											
休日計画	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	0	0	0	0	0	0	0.0%	未	0	0.0%
休日実績	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	0	0	0	0	0	0	0.0%	未	0	0.0%

月曜日	2026年4月																																				完全週休二日					月単位		累計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	休日／日	○計	休日／日	○計										
行事																															1週	2週	3週	4週	5週	休日／日	○計	休日／日	○計					
昭和の日																																												
休日計画																															0	0	0	0	0	0	0.0%	未	0	0.0%				
休日実績																															0	0	0	0	0	0	0.0%	未	0	0.0%				

月曜日	2026年5月																																			完全週休二日					月単位		累計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	休日／日	○計	休日／日	○計								
行事																														1週	2週	3週	4週	5週	休日／日	○計	休日／日	○計					
憲法記念日																																											
休日計画																														0	0	0	0	0	0	0.0%	未	0	0.0%				
休日実績																														0	0	0	0	0	0	0.0%	未	0	0.0%				

達成率=「休日の累計日数」／「累計日数」

【参考】実績現場閉所率(対象期間全体) 計画 0.00%

【参考】判定結果(通期)	未達成
判定結果(月単位)	未達成
判定結果 (完全週休二日)	未達成

計画か実績か選んでください。

○振替理由記入欄

振替前	振替後	振り替えた理由

「休日確保評価型」試行工事における市場単価工種の補正

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.01
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3 支保工	1.02
4 足場工	1.01
5 鉄筋工	1.02
6 吊鉄筋工	1.02
7 型枠工	1.02
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02
9 止水板工	1.02
10 上蓋工	1.02
11 伸縮目地工	1.01
12 係船柱取付	1.02
13 防舷材取付	1.02
14 車止・縁金物取付	1.02
15 係船柱撤去	1.02
16 防舷材撤去	1.02

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.02
18 電気防食取付	1.02
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.02
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.01
23 ペトロラタム被覆	1.02
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
26 かき落とし工	1.02
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.01
29 灯浮標設置・撤去	1.01
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02
31 異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 納熱養生	1.01

資料2

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	現場閉所 完全週休2日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付棒工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

資料2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所 月単位	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームプラスチック工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02